平成２５年（フ）第５号
宮城県大崎市田尻通木字一所谷10番地４　通木アパートＧ号
債務者　佐々木和明
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第８号
宮城県大崎市岩出山字上真山下山田24番地
債務者　高橋　　梢
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第９号
宮城県大崎市古川駅南１丁目53番地
債務者　佐々木ひろえ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
宮城県大崎市岩出山字通丁167番地１
債務者　名取　美喜
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目14番６号　コーポあさひ103、旧住所秋田県仙北市角館町田町上丁88番地
債務者　石垣　敬子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１０１号
三重県伊賀市沖766番地の１
債務者　中　佐起子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５号
三重県名張市西田原2358番地２
債務者　喜ヲ　　泰
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第６号
三重県名張市西田原2358番地２
債務者　喜ヲ　泰江
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３１８７号
大阪府守口市藤田町３丁目19番１―202号
債務者　西山　和明
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５号
大阪市大正区平尾２丁目24番４―704号、事業所所在地堺市堺区向陵西町３丁目２―28
堺個人タクシー協会
債務者　鈴木タクシーこと　鈴木　雄二
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―1019号
債務者　水﨑　良雄
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５号
大阪市西成区南津守４丁目１番70―161号
債務者　ロベルト・ヘンドラワン（ＲＯＢＥＲＴ　ＨＥＮＤＲＡＷＡＮ）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番18号
債務者　藤原　聡子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８号
大阪府門真市岸和田２丁目５番20―202号
債務者　堀　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９号
大阪府東大阪市新鴻池町６番６―406号
債務者　中島　賢二（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４５号
大阪市平野区長吉長原２丁目10番15号　エクセレント長原105
債務者　田中　儀一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９８号
大阪市住吉区我孫子３丁目13番２号　弥生マンション302号
債務者　白石　直子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４号
神戸市長田区長者町15番６号
債務者　杉本　篤史
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部